

保発 0331 第 29 号
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長

} 殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令
の施行について（通知）

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 30 号。以下「改正省令」という。）が令和 5 年 3 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行することとされたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図り、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は人口動態調査を所管する政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）（以下「政策統括官」という。）と協議済みであること、及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、以下に関する情報（以下「医療保険等関連情報」という。）について、調査及び分析を行い、

その結果を公表するものと規定されている。

- ・ 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項（同項第1号）
- ・ 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項（同項第2号）

また、同条第3項に基づき、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、医療保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができると規定されている。

今般、死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報（以下「死亡した者に関する情報」という。）が、医療費適正化計画の政策立案や治療の効果検証等の研究利用に資することから、医療保険等関連情報に、死亡した者に関する情報を追加することとし、必要な改正を行うものである。

第2 改正の内容

法第16条第3項に基づき、死亡した者に関する情報については、厚生労働大臣は、市町村に対し、以下の方法により提供するよう求めることを規定する。

- ① 法第16条第3項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、市町村が、同条第1項に規定する調査及び分析に必要な情報（死亡した者に関する情報に限る。）を提供する場合には、市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）は、これを都道府県の設置する保健所（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所）に提供し、当該保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。
- ② 上記①に基づき情報の提供を受けた都道府県は、これを審査し、厚生労働大臣に提供するものとする。

なお、上記の死亡した者に関する情報及び提出方法は、政策統括官が実施する人口動態調査の死亡票の情報（項目）の一部と同一であり、また、提出方法についても両者は同一であることから、地方自治体の負担軽減を図るため、人口動態調査の死亡票の作成及び提出をもって法第16条第3項の規定に基づく提出に代えることができるものとする。同一の報告を二重に求めない措置を講じることとする。その上で、政策統括官は、法第16条第3項の規定に基づき提出される情報について、保険局に回付する。これにより、今回の死亡した者に関する情報の収集に際し、地方自治体に新たな事務は生じない。

第3 施行期日

改正省令は、令和5年4月1日から施行すること。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析)</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報並び</p>

○厚生労働省令第三十号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十六条第一項第一号及び同条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p>一 医療に要する費用並びに診療の件数及び日数に関する地域別、年齢別、疾病別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の状況に関する情報</p> <p>二 法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報</p> <p>三 死亡した者に関する性別、生年月、死亡の日、死亡の原因その他の死亡した者に関する情報</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報(第一項第三号に掲げる情報を除く。)を提供する場合について準用する。</p>	<p>に法第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況に関する情報とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を提供する場合について準用する。</p>
---	--

5 | 法第十六条第三項に規定する厚生労働大臣からの求めに応じ、市町村が、同条第一項に規定する調査及び分析に必要な情報（第一項第三号に掲げる情報に限る。）を提供する場合においては、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）は、これを都道府県の設置する保健所（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所）に提供し、当該保健所は、これを審査し、都道府県に提供するものとする。

（新設）

6 | 前項の規定に基づき情報の提供を受けた都道府県は、これを審査し、厚生労働大臣に提供するものとする。

（新設）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

（法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第五條の六 法第十六条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人（第一百八条の三第二項において「民間事業者等」という。）であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 五 （略）

一 五 （略）

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。